参考資料 6

# 第XX章

# 有鉤条虫感染症

#### 第 X. X. 1 条

#### 総則

本陸生コードにおいては、有鉤条虫感染症(Taenia solium)は、豚の人獣共通寄生虫 感染症であると定義される。有鉤条虫(Taenia solium)は、ラテンアメリカ、アジア 及びサブサハラアフリカの主要広範な地域で風土病化している条虫(サナダムシ)であ る。その成虫は、人(終宿主)の小腸内に生息し、条虫症を引き起こす。その幼虫期個 体(嚢尾虫)は、豚(中間宿主)の横紋筋、皮下組織及び中枢神経系に生息し、嚢虫症 を引き起こす。その他のイノシシ科の動物及び犬が感染することもあるが、疫学的には 重要ではない。人は、感染した人が糞便に排出した虫卵を摂取した時に、幼虫期個体の 棲み処(すみか)となる場合もある。幼虫期個体による人の感染症の中で最も深刻な形 態は、神経嚢虫症であるり、発作(癲癇)及び死さえも引き起こす。嚢虫症は、通常豚 では臨床的に不顕性であるが、と体廃棄や豚の価値の低下によって、大きな経済損失に 結びついており、かつとりわけ癲癇といった、人に重大な疾病負荷を引き起こしている。

本陸生コードにおいては、有鉤条虫感染症は、豚の人獣共通寄生虫感染症と定義される。

条虫症は、人では、生存能力のある嚢尾虫を含んだ豚肉の摂取後に発生し、生又は未調理の汚染豚肉の消費を避けることによって予防することができる。嚢虫症は、人では、有鉤条虫の卵の摂取後に発生し、<u>条虫の</u>保因者の検出と治療、地域保健教育、適切な衛生設備、個人衛生及び良好な食品衛生を通じて、有鉤条虫の卵への暴露を避けることで予防することができる。獣医当局及び公衆衛生当局の協力は、有鉤条虫の伝播を予防し、まん延防止する上で、不可欠<del>な要素</del>である。

嚢虫症は、豚では、*有鉤条虫の*成虫の棲み処となっている人の糞便又はその糞便で汚染された環境から*有鉤条虫*の卵を摂食することによって発生する。

本章の目的は、人及び豚が*有鉤条虫に*感染する危険性を減らし、*有鉤条虫*の国際的まん 延を最小限に抑えることである。本章は、豚における*有鉤条虫*感染症の予防、まん延防 止及び体系的な監視のための勧告を提示する。

本章は、コーデックスの食肉衛生実施規範 (CAC/RCP 58-2005) と併読するものとする。

*獣医当局*は、第 X. X. 2 条 (次条) に掲げるものを除き、本章で扱われる*物品*の輸入又は 経由を許可する場合には、本章の勧告を適用するものとする。 診断検査の基準は、*陸生マニュアル*に規定される。

#### 第 X. X. 2 条

#### 安全物品

*獣医当局*は、以下の豚の物品の輸入又は経由を許可する場合には、当該*輸出国*又は*地域* (zone)の動物集団の状況にかかわらず、*有鉤条虫*関連のいかなる条件も求めないものとする。

- 1) 加工脂肪
- 2) ケーシング
- 3) 半加工皮であって、なめし工場で使用される通常の化学的及び機械的処理に供されるもの
- 4) 獣毛、蹄及び骨
- 5) 受精卵<del>、卵母細胞</del>及び精液

#### 第 X. X. 3 条

### 有鉤条虫感染症の予防及びまん延防止措置

*獣医当局<mark>又は及び</mark>その他の所管当局<mark>及び公衆衛生当局</mark>は、豚及び人の役割に焦点を当てた有鉤条虫*伝播関連危険因子に関し、地域社会の啓蒙教育計画を<mark>奨励実行</mark>するものとする。

当該*獣医当局*又はその他の*所管当局*は、以下の措置も実施するものとする。

#### 1. 豚の感染予防

- a) 人の糞便に汚染された環境への豚の暴露<u>を避けること</u>
- b) 人の糞便の豚飼料としての意図的な利用又は人の糞便の廃棄手段としての豚の利用<u>を避けること</u>
- c) 豚用の飼葉及び食用作物 (を生産するため) に利用される土地の灌漑又は施肥するための未処理の下水の利用を避けること
- d) 豚の飼養施設には適切な人用の便所と衛生施設を設けること<del>豚の飼育への条虫</del>

#### の保因者の関与

## 2. 豚でのまん延防止

- a) *獣医当局*は、すべてのと畜豚が、第 6.2 章に従い、かつ陸生マニュアル第 2.9.5 章を参考に<del>従った</del>、と畜後の*肉の*検査を受けるよう確保するものとする。
- b) と畜後の肉の検査中に嚢虫が発見された場合:
  - i) 一頭の豚のと体中に 20 又はそれを超える嚢虫がいる場合には、<u>と体及びその内臓、並びに</u>同一仕出<u>施設</u>地のすべての豚は、第 4. 12. 6 条に従い廃棄されるものとする。
  - ii)一頭の豚のと体中に 20 未満の嚢虫がいる場合には、同一仕出<mark>施設地</mark>のすべての豚は、第 X. X. 6 条に従い処理される又は第 4. 12. 6 条に従い廃棄されるものとする。
  - <u>iii)</u>介入を目的として当該感染源を特定するため、*獣医当局*及び公衆衛生当局によって調査が実施されるものとする。
  - iii)iv) 既知の汚染施設からの豚のと畜後の検査は、施設から汚染が除去されるまで、強化されるものとする。

最適なまん延防止計画には、条虫の保因者の検出及び治療が含まれるものとする。

#### 第 X. X. 4 条

# 豚の有鉤条虫感染症の体系的な監視(surveillance<sup>1</sup>)

*獣医当局*と公衆衛生当局の間で、*有鉤条虫*の発生に関する連絡の手順が確立されている ものとする。

*獣医当局*は、監視計画の初期設計及びその後の修正に当たっては、公衆衛生当局その他の情報源からの人の条虫症又は嚢虫症の症例に関する情報を利用するものとする。

監視は、以下により実施することができる。

- 1) と畜場/食肉処理場での肉の検査
- 2) 市場での生きた豚の舌の検査
- 3) 生きた豚のその他の診断検査

<sup>1</sup> 体系的な情報の収集・分析・普及

収集されたデータは、調査及び第 X. X. 3 条(前条) に規定されるまん延防止計画の設計 又は改正に利用されるものとする。

動物個体識別及び動物の追跡を可能にする(traceability)方法は、第 4.1 章及び第 4.2 章の規定に従い実施するものとする。

### 第 X. X. 5 条

### 豚の肉及び肉製品の輸入に関する勧告

*輸入国の獣医当局*は、*肉*又は*肉製品の全積送品*が以下を満たすことを証明する*国際獣医 証明書*の提示を求めるものとする。

1) コーデックスの食肉衛生実施規範 (CAC/RCP 58-2005) に従い生産されたこと。

2) 認可と畜場/食肉処理場でと畜された豚に由来すること。

及び

及び

- 3) 以下のいずれかを満たすこと。
  - a) 第 1.4.6 条 (疾病又は感染の清浄性を証明する疾病監視) に従い、有鉤条虫の 清浄性が証明された国、地域又は隔離個体群 compartment で、誕生及び飼育し た豚に由来すること、
  - <u>a) b) 有鉤条虫の</u>嚢虫のと畜後の検査を受けて好ましい結果である豚に由来する こと、<del>。</del>

又は

b) c) 第 X. X. 6 条(次条)のいずれかの方法に従い*有鉤条虫の*嚢虫の不活化が確保されるよう加工されていること。

第 X. X. 6 条

#### 豚の肉の*有鉤条虫の*嚢虫の不活化方法

*有鉤条虫の*嚢虫の不活化のため、以下のいずれかの方法が用いられるものとする。

- 1) 中心温度が少なくとも <del>60</del>80℃になる加熱処理 又は
- 2) マイナス 10℃以下の温度で 10 日間以上又はこれに相当する時間<u>人及び</u>温度での凍結